

令和4年2月8日

精華町長 杉浦 正省 様

精華町都市計画審議会  
会長 宗田 好史

相楽都市計画の決定・変更について（答申）

令和4年1月25日付けで付議のあった件について、令和4年2月8日に審議した結果、次のとおり答申します。

記

- 付議第1号 相楽都市計画 用途地域の変更（案）について（精華町決定）
- 付議第2号 相楽都市計画 高度地区の変更（案）について（精華町決定）
- 付議第3号 相楽都市計画 防火地域及び準防火地域の変更（案）について（精華町決定）
- 付議第4号 相楽都市計画 特別用途地区の変更（案）について（精華町決定）
- 付議第5号 相楽都市計画 地区計画（学研狛田東地区）の決定（案）について（精華町決定）

上記の都市計画の決定・変更については、原案のとおり可決する。